

被収容者の図書・新聞等閲読の自由

墨 谷 萱

一 問題の所在

- 二 図書・新聞等閲読の自由の法的性質
- 三 閲読図書・新聞の内容による制限
- 四 閲読図書の同時所持冊数の制限
- 五 受刑者に対する日刊新聞紙の自費購読禁止
- 六 むすび

一 問題の所在

監獄法は、三一条一項で「在監者文書、図画ノ閲読ヲ請フトキハ之ヲ許ス」としつつ、同条二項で「文書、図画ノ閲読ニ関スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」とし、これを受けて、監獄法施行規則八六条は、その一項で、拘禁の目的に反せず、かつ、監獄の規律に害のないものに限つて文書・図画（すなわち、図書）の閲読を許すこととし、しかも二項において、数量が多いなどの事由により取扱上著しく困難を生ずるおそれがあるときは、種類や数量を制限することができる、としている。

監獄法立法当時は、図書の閲読は、受刑者については、図書教化の観点から積極的にその必要性を認めたとき限り許されるものとされ、したがって、場合によつては強制的に閲読させることもできるとし、また、未決拘禁者には、制限を比較的緩和し監獄の規律に害がない限り許可するというように、受刑者と未決拘禁者との間に許可基準・範囲において差異を認めながらも、いずれの場合も恩恵的なものと理解されていてある。⁽¹⁾これに対し、日本国憲法下に至ると、被収容者についても図書閲読の自由が認識されるようになり、その自由は「知る自由」「読む自由」に帰すとされ、これを憲法上どのような権利とみるか、その理解については多少の相異はみられるが、これは憲法の保障する基本的人権に属するものであるという理解が次第に一般化され、これについてはこんにちほとんど争いがない。そして、このような観点から監獄法三一条の解釈がなされるようになり、同施行規則八六条の改正やその解釈により、図書閲読の許可基準ないし制限基準は次第に緩和されてきており、被収容者の図書閲読に関する実務上の運用は、「収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規程」⁽²⁾（昭和四一・一二・一三矯正令）および「収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規程の運用について（依命通達）」⁽³⁾（昭和四一・一二・二〇矯正局長依命通達）によつている。

新聞や時事の論説を記載した雑誌等については、かつては、「新聞及ヒ時事ノ論説ヲ記載スルモノハ其閲読ヲ許サス」（監規旧八）とし、「在監者ニハ新聞紙、時事ノ論説ヲ記載シタル文書……ノ差入ヲ為スコトヲ得ス」（監規旧一）として、全面的にその閲読が禁止されていた。新聞の閲読は、感化に益がないのみならず社会的隔離を目的とする行刑の原理にもとる、というのが、少なくとも監獄法制定当時の行刑思想だったのである。⁽³⁾

しかし、すべての被収容者につき全面的に新聞閲読を禁止したこれらの旧規定に対しては、立法当初から批判があり、その後、行刑思想の進展に伴い、昭和八年の行刑累進処遇令により第一級の受刑者に図書室で新聞・雑誌等の閲

読の機会を与える余地が認められるようになつた⁽⁵⁾。さらに、戦後は憲法の精神に則り被収容者の思想の自由を確保するとともに世相の把握に努めさせるという趣旨から、運用上、新聞および雑誌等の閲読の制限は次第に緩和された⁽⁶⁾。しかしながら、日刊新聞そのものを被収容者に閲読させるためには監獄法施行規則八六条二項・一四二条を改正しなければならない。そこで、これらの規定の憲法との不調和性や違憲性を指摘しつつ、これらの規定の改正を迫まる声が高くなつたのである⁽⁷⁾。そして、ついに昭和四一年に改正され、それ以後新聞および時事の論説を記載した雑誌の閲読が認められることとなつたのである。こんにちでは、新聞の閲読も監獄法三一条・同施行規則八六条によつて認められるところとなり、実務上は、前記訓令・依命通達によつて運用されている。

監獄の長と被収容者との関係をいわゆる公法上の特別権力関係として把握すべきであるか否かはさておき、被収容者といえども憲法の保障する基本的人権が尊重されるべきことはいうまでもなく、被収容者の図書・新聞等閲読の自由は「知る自由」「読む自由」として憲法の保障する基本的人権に属するものではあるが、これについては、拘禁目的の達成・施設の正常な管理運営の維持のために一般社会におけるとは異なる規律を設ける必要があり、合理的と認められる範囲において制限を受けることもやむをえない、という原則的理解については、こんにち異論をみないといつてよい。

しかし、被収容者の図書・新聞等閲読の自由の制限が具体的にどの範囲まで認められるかという問題となると、判例・学説いずれにおいても必ずしも一致しているとはいえない。この問題は、具体的には、閲読図書の内容による制限、閲読図書の同時所持冊数の制限、受刑者に対する日刊新聞紙の自費購読禁止、などの問題として訴訟問題となる。この種の問題についての判例もかなり集積されたので、本稿においては、それらの整理・検討を試み、さらには立

法問題についてもなにほどか言及してみたいと思う。

(1) 小河滋次郎・監獄法講義一九一、二九六頁（昭和四二年）。矯正判例研究会編集・行刑実務の基本問題一七八頁（昭和五一年）。

(2) 矯正判例研究会編集・前掲一七九頁。

(3) 矯正判例研究会編集・前掲一八八頁、小野清一郎・朝倉京一・監獄法（ポケット注釈）二六七頁（昭和四〇年）。

(4) たとえば、「絶対禁止ハ余ノ異議ナキ能ハサル所ニシテ苟クモ監獄ノ紀律ニ害ナシト認ムル場合ニ於テハ独居拘禁ニ在ル総テノ被告人及ヒ一部ノ禁錮囚並ニ釈放ニ近キ行状善良ナル長期囚等ニ付キ便宜、適當ナル新聞紙類ノ閲読ヲ許可スルコト亦タ必要ノ措置タルヘシ」（小河・前掲書二九六頁）などが見られる。

(5) 行刑累進処遇令（昭八・一〇・二五司三五）五六条二項は、「図書室ニハ適當ナル新聞紙及雑誌ヲ備付クルコトヲ得」（現在は削除）としていたが、新聞紙は当分の間教化的新聞および普通新聞の抜萃とすることが指示されていた（昭和八・一一・二七行甲一六九七行刑局長通牒）。

(6) 「新聞及び雑誌の閲読については、従来多くの制限を加えているが、これを緩和して爾今左の通り取扱い収容者の思想の自由を確保すると共に世相の把握に努めさせることにせられたい」として、(1)受刑者に対しては、切抜新聞および適當な雑誌をできるだけ多く閲読せしむること、(2)未決拘禁者に対する雑誌の種類はこれを制限しないこと、(3)新聞の切抜および雑誌の備付は、できるだけ多くし、図書室、食堂、その他適当な場所を広く利用すること、という通達（行刑教化の充実について「昭和二一・一〇行甲九八一行刑局長通達」）が出されていた。

(7) たとえば、次のものができる。

「およそ、社会生活において、時代の推移と社会の実体を顧みずして正常な社会生活をなし得ないことは論をまたない。新聞及び時事の論説はこの社会の実体の一つの映像であり、国民生活には必要欠くことのできないものである。ことに未決拘禁者に対しては無条件にこれを禁ずることは、憲法その他の諸法規の趣旨に照らし、その当否は一考を要するものがある。よって拘置所の紀律に害のない限りにおいては、むしろ積極的に許可すべき性質を有するものではなかろうか。勿論風俗を害する虞あるもの、事実を正しく報道していないもの等は当然有害なものとして制限すべきであろうが、社会常識を付与す

る上において有益且つ正確な報道、論説を無条件に禁止する理由はどこにも認めることができない。……現実の問題としては、時代の推移に即応して受刑者に対してすらラジオニュースは教育上害なきものとしてむしろ聴取せしむべきものとされ、更に新聞については、切抜新聞を容認し、又一方大部分の月刊雑誌まで許可されている。このような事実に照らしても、新聞、時事の論説は、既に事實上その一部に認められている現状からしても、監獄法施行規則第八六条第二項は、何らかの形において早晚改正さるべきではあるまいか。」（玉井策郎・岩崎秀夫・大川新作・未決拘禁実務提要二五九—六一頁（昭和三〇年））。

「日本国憲法は、個人主義と、民主政治の原理に立脚しているが健全な民主政治が、民衆の意思のありのままな表現と自主的な判断によって動かされる政治であるからには、国民は何事もよらされるのではなく、すべてを知る機会と手段が与えられなければならない。すべて国民には知る自由と権利がある。知る自由は、思想の自由、表現の自由につらなっており、その他憲法の定める自由と権利であつて、知る自由と無関係に享受できるものは数えられない。知る自由が国民の重大な基本的人権に属することは多言を要しないのであって、国民は新聞その他の印刷物を読む自由を有する。ラジオを聞く自由を有する。この閱讀聴取の自由に対する制限は、特別権力関係のもとにおいても合理的理由のない限り加えられるべきではない。ことに、新聞（主としていわゆる全国紙や有力な日刊地方紙を指称する）については、このことは一層明確である。……そして、新聞はその性質上その日その日に供給されてこそ意義と価値を有するものである。在監者に対して新聞の閱讀を禁止することは許されない。ところが監獄法施行規則第八六条第二項……同規則第一四二条は……全面的に新聞紙の閱讀禁止を図っている。この法令は上述のところに照し違憲性は明白疑いなく無効というにはばからぬ。」（大坂地判昭和三三年八月一〇日矯裁集七九頁（一一四一五頁））。

二 図書・新聞等閱讀の自由の法的性質

一 監獄の長と被収容者との関係をいわゆる公法上の特別権力関係として把握すべきであるか否かはさておき、⁽¹⁾ 被収容者といえども、憲法の保障する基本的人権が尊重されるべきことはいうまでもないが、拘禁目的の達成、施設の

正常な管理運営の維持のために、被収容者に対しても一般的社会とは異なる規律を設ける必要があり、そのために、憲法の保障する基本的人権についても必要な限度において合理的制限を受けることもやむをえず、その制限が必要かつ合理的なものであるか否かは、制限の必要性の程度と制限される基本的人権の内容、これに加えられる具体的制限の態様との較量のうえに立って決せられるものというべきである、という原則的理⁽²⁾解については、こんにち異論がないといつてよいであろう。

二 図書・新聞等閲読の自由は、いわゆる「知る自由」「読む自由」に帰するが、それが憲法上のどのような基本的人権に属するものであるかについては、見解がわかっている。第一は、憲法一九条の「思想の自由」の一部とみるものであり、第二は、憲法二二一条の「表現の自由」の別の側面と解するものであり、第三は、「思想の自由」・「表現の自由」に属するもの、ないしは、それらにつらなる憲法上の権利とするものであり、第四は、「表現の自由」の反面をなすとともに、憲法二二三条の「学問の自由」の一内容をなすものと解する見解であるが、いずれにせよ、図書・新聞等閲読の自由が日本国憲法の保障する基本的人権に属するものであることは、こんにちほとんど争いのないところであるといわねばならない。しかも、思想の自由・表現の自由は民主主義国家の生命線であり、さらに、資本主義の高度化とマスメディアの発達により意見発表の主体と意見享受の主体が分離せしめられ、一般民衆は現実には意見享受の自由しか得ることのできない現代においては、「知る自由」「読む自由」の保障はとりわけ重要な意味をもつのである。かくして、「知る自由」「読む自由」は基本的人権のなかでもっとも強く保障されなければならないものとなるのである。

三 (1) そこで、これらの自由を制限する監獄法・同施行規則上の諸規定の解釈・運用は、上述のような図書・

新聞等閲読の自由の本質に従つてなされなければならないこととなるのである。

すでに述べたごとく、監獄法は、三一条一項で「在監者文書、図書ノ閲読ヲ許ス」としつつ、同二項で「文書、図画ノ閲読ニ関スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」とし、これを受けて、同施行規則八六条は、その一項で「文書図画ノ閲読ハ拘禁ノ目的ニ反セズ且ツ監獄ノ紀律ニ害ナキモノニ限り之ヲ許ス」こととし、しかも二項において「文書図画多数其他ノ事由ニ因リ監獄ノ取扱ニ著シク困難ヲ來タス虞アルトキハ其種類又ハ箇数ヲ制限スルコトヲ得」としている。

しかし、上述の閲読の自由の本質に従するならば、まず第一に、未決拘禁者であると受刑者であるとの別なく、被収容者の図書・新聞等閲読は本質的には自由であつて、監獄の長の許可があつてはじめて閲読できるという性質のものではなく、したがつて、その制限は必要最小限度にとどまらなければならず、第二に、右の制限規定は狭く厳格に解釈・運用されなければならないこととなる。これはもう確認済といつてよいが、問題は、その厳格さを具現した解釈・運用とは何かであり、その基準つまり一般的な制限基準は何か、である。

(2) 右にみたように、監獄法三一条二項は、たんに「命令を以テ定ム」と規定しているにとどまり、図書・新聞等閲読の自由を制限する目的も制限基準も何ら示していないので、同条二項の施行規則八六条への委任は、一般的・包括的な委任ではないかという疑問が生じざるをえない。⁽⁸⁾これを否定する見解もあるが、いずれにせよ、基本的人権に関する制限であるから、可能なかぎり明確で具体的な法律規定を設けるべきである。

(1) 特別権力關係論につつ判例も多いが（たとえば、大阪地判昭和三三年八月二〇日行裁集九巻八号一六六二頁・矯裁集七九頁、津地判昭和三六年一〇月二一日行裁集一二巻一〇号二二三八頁・矯裁集二五二頁、広島地判昭和四二年三月一五日行裁

集一八巻二号一二三三頁・矯裁集四八〇頁、など)、それにおいては日本国憲法下において内容的に修正された特別権力関係論であつて、「特別権力関係とは、一般と異なり、生活の全部面につき制限の多い関係を便宜指称するにとどま(る)」(倉見慶記)石黒善一・小室清・行刑法演習七頁(昭和三三年) ようなものといつても過言ではなかろう。

(2) 最高裁は、未決拘禁者の基本的人権の制限について、一般論として次のように判示している。

「未決勾留は、刑事訴訟法に基づき、逃走または罪証隠滅の防止を目的として、被疑者または被告人の居住を監獄内に限定するものであるところ、監獄内においては、多数の被拘禁者を収容し、これを集團として管理するにあたり、その秩序を維持し、正常な状態を保持するよう配慮する必要がある。このためには、被拘禁者の身体の自由を拘束するだけでなく、右の目的に照らし、必要な限度において、被拘禁者のその他の自由に対し、合理的制限を加えることもやむをえないところである。

そして右の制限が必要かつ合理的なものであるかどうかは、制限の必要性の程度と制限される基本的人権の内容、これに加えられる具体的制限の様態との較量のうえに立って決せられるべきものというべきである。」(最(大)判昭和四五年九月一六日民集二四巻一〇号一四一〇頁(一四一一页))。下級審判例の多くもこれに従っている。

(3) この立場にたつものとして、宮田豊「思想及び良心の自由」総合判例研究叢書・憲法(2)九〇頁(昭和三四年)、平野龍一・矯正保護法八九頁(昭和三八年)、津地判昭和三六年一〇月二一日行裁集二二巻一〇号二二三八頁・矯裁集二五二頁、広島高判昭和四八年五月二九日行裁集二四巻四・五号三七六頁・矯裁集七九七頁などがある。

(4) この立場にたつものとして、橋本公亘「受刑者の基本的人権・新聞の報道の自由」憲法演習四五頁(昭和四三年)、東京地判昭和三六年九月六日行裁集一二巻九号一四八一頁・矯裁集二二四頁、東京地判昭和四〇年三月二十四日判例時報四〇九号一四頁・矯裁集三七九頁、広島地判昭和四六年三月二十四日矯裁集六六一頁などがある。

(5) この立場にたつものとして、大阪地判昭和三三年八月二〇日行裁集九号八号一六六二頁・矯裁集七九頁、東京地判昭和五〇年二月二一日行裁集二六巻二号二一一頁、東京地判昭和五〇年一一月二一日判例時報八〇六号二六頁などがある。

(6) この立場にたつものとして、高松地判昭和四七年三月三〇日訟月一八巻八号一二六七頁・矯裁集七二〇頁がある。

(7) 倉見等・前掲三四四頁、矯正判例研究会編集・行刑実務の基本問題一八一頁(昭和五一年)、参照。

(8) 松島諄吉「未決拘禁者に配付する日刊新聞の主要記事を全面的に抹消した拘置所長の处分が違憲違法でないとされた事

例」判例評論二四号一二頁（昭和五一年）。

(9) 東京地判昭和五〇年二月二日行裁集二二一頁。

三 閲読図書・新聞等の内容による制限

—(1) これまでに判例によつて提示された制限基準は、これを四種に大別することができる。

第一は、拘禁目的あるいは施設の正常な管理運営に明白かつ現在の危険を生ずる場合にのみ、図書・新聞等閲読を制限できるとするものである。これに属する判例としては、大阪地判昭和三三年八月一〇日行裁集九卷八号一六六二頁・矯裁集七九頁(1) 文書図画閲読禁止処分に対する不服事件、広島地判昭和四二一年三月一五日行裁集一八卷三号一二三三頁・矯裁集四八〇頁(2) 不許可求事件)、(3) 消等請、広島高判昭和四八年五月二九日行裁集二四卷四・五号三七六頁・矯裁集七九七頁(4) 裁決取後掲広島地判昭和四六年三月二十四日事件の控訴)などがある。この立場に立つ学説としては、たとえば、室井力「受刑者の収容関係と特別権力関係理論」刑政七四卷五号一二頁(昭和三八年)がある。

第二は、拘禁目的あるいは施設の正常な管理運営を阻害することが明らかな場合でないかぎり、図書・新聞等閲読の制限は許されないとする立場である。これに属する判例としては、津地判昭和三六年一〇月二一日行裁集一二卷一〇号一二三八頁・矯裁集二五二頁(5) 図書閲読冊数制限処分等取消請求控訴事件等取消請求事件)がある。

第三は、拘禁目的あるいは施設の正常な管理運営を阻害する相当の具体的蓋然性が認められる場合でなければ制限できないとする立場である。これに属する判例としては、東京地判昭和四〇年三月二十四日判時四〇九号一四頁・訟月一一卷六号三四頁・矯裁集三七九頁(6) 損害賠償請求事件、高松地判昭和四七年三月三〇日訟月一八卷八号一二六七頁・矯裁集七

一一〇頁(⁷処分取消請求事件)、高松高判昭和四八年三月三〇日訟月一九巻六号八六頁・矯裁集七九二二頁(⁸処分取消請求事件—前掲高松地判)、東京地判昭和五〇年一一月二一日判時八〇六号一二六頁(⁹損害賠償請求事件)などがある。この立場にたつ学説としては、たとえば、松島諄吉「未決拘禁者に配付する日刊新聞の主要記事を全面的に抹消した拘置所長の処分が違憲違法でないとされた事例」判例評論二三四号一三頁(¹⁰昭和五一年)（これは、前記東京地判昭和五〇年一一月二一日の判例批評である）、矯正判例研究会編集・行刑実務の基本問題一八二頁(¹¹鶴下執筆・昭和五一年)などがある。実務もまた、後述するように、この立場にたつ通達により運用されている。

なお、前記東京地裁昭和四〇年三月二四日判決、松島論文、行刑実務の基本問題以外は、「相当の蓋然性」としか述べていないが、これは個々の具体的な諸条件から生ずることを前提としているので、実質的には「相当の具体的蓋然性」を意味すると理解してよいであろう。

第四は、拘禁目的あるいは施設の正常な管理運営に明白かつ現在の危険を生ずる程度にいたらなくとも、原則として、監獄の専門的、技術的判断にしたがって制限しうるとする立場である。これに属する判例としては、広島高判昭和四二年一〇月三一日高民集一〇巻五号四八四頁・行裁集一八巻一〇号一四〇八頁・矯裁集五〇七頁(¹²不許可裁決取消前掲広島地判昭和四二年三月一五日の控訴審判決)、広島地判昭和四六年三月二十四日訟月一七巻六号六四頁・矯裁集六六一頁(¹³分等取消請求事件)などがある。この立場は、形式的には、第一、第三の基準とも結合しうるのであるが、実際には、右広島高判昭和四二年一〇月三一日のように、「教化目的の実現がそれだけ困難性を増し、かつ管理運営上支障の生ずべき」とが推認できる場合、図書の閲読を許可すべきでない」とか、「個々の新聞や書籍については、戒護上危険ではないことが明らかであり、矯正目的を阻害しないことが明らかである場合に許可しないとき、違憲となる」として、運用される傾向がある。

といつてよいであろう。たとえば、前記広島地判昭和四六年三月二四日は、「ある図書もしくはその一部分が制限の対象となるかどうかの判断は、刑務所長の専門的、技術的な判断に委ねられていると解するべきであり」としつつ、「原告に右のような（犯罪行為、異常性愛などを取り扱った）本件雑誌の削除部分の閲読を許しても、広島刑務所内の紀律保持ないし戒護上の危険がなく、矯正教化の目的を阻害する虞もないことが明らかであるとはいがたい」として、結局、「被告所長がした本件雑誌の削除は、被告所長に委ねられた裁量の範囲のものであつて適法だというべきである」としている。

(2) なお、前記広島高判昭和四二年一〇月三一日は、受刑者の訴訟遂行準備のためにする「監獄法」(図書名)の閲読は、その閲読によって生ずる刑務所長の刑務所内における教化目的の実現の困難性の増大、管理運営上の支障を考慮しても、なお禁止しえないとしている点は、問題となるであろう。これに対しても裁判を受ける権利が均しく保障されており、これを不当に制限するようなことがあつてはならないことを強調するものであつて、そこに示された基準が直ちにすべての場合に妥当するとはいえないものと考へられる。⁽¹⁵⁾ 」といふ批判がある。しかし、「監獄法」という学術専門書の閲読によつて、行刑の目的を害し、あるいは施設の正常な管理運営に支障をきたすなどということは、およそ、ありえないと考へるべきではなかろうか。「監獄法」の閲読によつて、あるいは、訴訟提起や情願がなされるかもしれない、また、処遇に関する苦情を申し立てたり、看守職員に議論を挑んだり、看手職員のちょっととした手落としらえてその職員を牽制し、処遇の緩和を計ろうとするなどの行動に出るかもしれない。しかし、そのことが行刑の目的を害したり、施設の正常な管理運営に支障をきたすといふべきであろうか。日本国憲法は、国民に請願権や裁判を受ける権利を保障し、また監獄法自体が情願の権利を認めているのである。これを前提

としての行刑でなければならない。また、処遇に関して苦情を申し立てたりするなどの行動に対しても、むしろ看守職員の能力の向上や処遇技術の向上によってこれを克服しなければならないのである。したがって、これらを理由として、行刑の目的を害したり、施設の正常な管理運営に支障をきたすとして、「監獄法」なる学術専門書の閲読を禁止することは、およそ不可能といわなければならない。本事案においては、むしろ、訴訟遂行準備のためにすると否とを問わず、「監獄法」の「」ときものは閲読しうるものとすべきであったと思われる。

二 実務においては、図書・新聞等の閲読の許可基準として、未決拘禁者には、①罪証隠滅に資するおそれのないもの、②身柄の確保を阻害するおそれのないもの、③紀律を害するおそれのないもの、を要求し、監置に処せられた者には、上記の②および③、死刑確定者には、②・③に該当しかつ死刑確定者の心情の安定を害するおそれのないものでなければならぬことを要求し、受刑者・労役場留置者には、②・③に該当しかつ教化上適当なものでなければならぬことを要求しており、さらに、上記により収容者に閲読させることのできない図書・新聞紙その他の文書図画であっても、所長において適当と認めるときは、支障となる部分を抹消し、または切り取ったうえ、その閲読を許すことができる、とされている（収容者に閲読させる図書・新聞紙等取扱規程〔昭和四一・一二・一三矯正甲〕三条）。

さらに、具体的には、未決拘禁者に対しては、たとえば、①罪証隠滅を利用するものであるか否か、②逃走、暴動等の刑務事項を具体的に記述したものであるか否か、③所内の秩序びん乱をあおり、そそのかすものであるか否か、④風俗上問題となることを露骨に描写したものであるか否か、⑤犯罪の手段、方法等を詳細に伝えたものであるか否か、などの各事項に留意し、監置に処せられた者に対しては、たとえば、②から⑤までの各事項、死刑確定者に対しては、たとえば、②から⑤までの各事項のほかその者的心情の安定を乱すおそれのあるものであるか否か、などの各

事項、受刑者・労役場留置者に対しても、たとえば、②から⑤までの各事項のほかその者の教化上適当であるか否か、などの各事項に留意して、図書・新聞紙等の内容を審査し、その閲読が拘禁目的を害し、あるいは当該施設の正常な管理運営を阻害する」となる相当の蓋然性を有するものと認めるときは、これを許さない、また、図書・新聞紙等の支障となる部分を抹消または切取りのうえ、その閲読の許否を決定するに当たっては、抹消または切取りによつて生ずる問題を十分に検討して行なうものとするというように運用されている（⁽¹⁶⁾ 収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規程の運用について（依命通達）〔昭和四一・一二・二〇日矯正局長依命通達〔一三三〇〕矯正甲〕一の1）。

二 図書・新聞等の閲読は、どのような場合に、どの程度制限することが許されるか。それは、結局、拘禁目的（未決拘禁の場合は、逃亡と罪証隠滅の防止、懲役の場合は、受刑者を拘禁しかつ定役に服させることにより、一方においてはその受刑者を矯正・教化して社会適応性を回復・増進させ、他方においては社会的危険ある者を社会から隔離して一般社会を防衛するという目的）から直接に生ずる制限ないしその目的達成のために間接的に生ずる施設の正常な管理運営上の制限の必要性の程度と、制限される基本的人権の内容およびこれに加えられる具体的制限の態様との較量によって決すべき問題にほかならない。しかし、この判断は、すぐれて特殊な行政分野のものであって、その担当機関の専門的技術的知識と経験に委ねられることを要するのであるから、そこに行政裁量の余地の認められることは否定できない。しかし、その裁量権も結局憲法や法律のわく内で認められる以上、監獄の長がその裁量権を越えまたは濫用と目されるときは、司法審査が及び、違憲・違法で無効とされることはいうまでもない。

そりで、このような違憲・違法な判断を避け、しかも監獄という特殊な分野における有効な制限基準として、上述の四基準が樹立され、また、必要最小限度の原則が定立されたのである。

第一の基準は、いわゆる「明白かつ現在の危険」の基準（“Clear and present danger” test）の援用である。」

」にいう「明白」とは、表現の自由の行使と害悪の発生との間に明らかに因果関係の存在することであるが、必ず害悪を生ずるか、少なくともその発生がほとんど不可避である場合と解されており、「現在」とは、「切迫した」とか「即時の」とか「急迫した」とかの言葉に換言できるものであって、害悪発生の時間的切迫を意味し、「危険」とは、害悪発生のおそれの重大であることを表現するものであり、重大な脅威とか明白な公共の利益に対する脅威をいうものとされている。⁽¹⁷⁾この基準は、アメリカ合衆国最高裁判所判事ホームズによつて、一九一九年、スケンク事件判決で初めて提示され、表現の自由を制限する立法の合憲性を審査する基準として、かなり長年にわたり、さまざまな種類の形あるいは「類似の原則」の形で用いられてきたのである。わが国でも、憲法二二条の表現の自由が問題になるとき、この基準の趣旨に基づき解釈されるべきであると説かれ、もちろん、批判的・否定的見解もみられるが、この基準は、現在でも高く評価され、立法の適用を合憲の枠内にとどめるための一種の証拠法則というだけでなく、より広く立法の合憲性を判断する有効な基準であるし、また、言論の自由の規制に対し、特定の場合だけでなく、表現の自由一般に関するすぐれた基準であるともいわれている。⁽¹⁸⁾

第一の基準に対しても、「(「明白かつ現在の危険」の理論は) 自由な社会人を対象とする理論であつて、在監関係というような特殊な法律関係にある場合に適用することができるかどうか問題である⁽¹⁹⁾」とする批判や、「明白かつ現在の危険の理論をそのまま刑務所収容関係に持ち込んだ場合、とりわけ『現在』という厳しい条件が問題となるようと思われる。たとえば、特殊の性犯罪者に対し露骨な性描写のある刺激的な文書图画の閲読を制限し、死刑囚に対し死刑執行場面を詳細に描いた文書图画の閲読を制限することには、おそらく異論がないと考えられるが、これらは明白かつ現在の危険の基準によつてチェックし得るものであろうか。」⁽²⁰⁾という疑問が提出されている。

監獄は、多数の被収容者を集団的に規整管理しつつ、拘禁目的を達成しなければならない。そこで、被収容者には、拘禁目的および管理運営面から一般社会とは異なる種々の制限がなされるのである。種々の制限が適正に運用されはじめて監獄制度の適正な運用がなされるにいたり、それが社会秩序の維持に寄与しているという側面を不當に無視してはならない。監獄の長の事前の抑制措置において、明白かつ現在の危険の存在を認定することはきわめて困難であり、結局、ほとんど制限しえなくなつて、この基準は、制限基準としては有名無実のものとなつてしまふか、恣意的な適用を招いてしまい、監獄制度そのものの適正かつ有効な運用を害する結果となるであろう。そもそも、拘禁目的的適用を招いてしまい、監獄制度そのものの適正かつ有効な運用を害する結果となるであろう。すれども、拘禁目的的あるいは監獄の正常な管理運営を害する危険が明白で差し迫つた状態になるまで監獄がなんらの事前措置もとることができるないというのは、監獄の実情にそわないといわなければならない。この問題については、すぐれて現実主義的な側面のあることを無視すべきではない。かくして、第一の基準は妥当とはいえないであろう。

第一の「阻害の明白性」の基準も、右とほぼ同じ理由で、妥当とはいえないであろう。だからといって、第四の基準では、被収容者の「知る自由」「読む自由」の保障に欠けることとなり、基本的人権の最大限の尊重を要求する憲法の趣旨とは相容れないというべきであろう。

被収容者は在監関係という特殊な法律関係にあるとはいゝ、その図書・新聞等閲読の自由は憲法二二条の保障する表現の自由等に属するものである以上、その自由の制限は、できるかぎり、これを避けるべきであることはいうまでもない。したがつて、図書・新聞等の閲読を制限する方が処遇上好都合であるとか、一般的・抽象的に拘禁目的あるいは正常な管理運営が害されるおそれがあるというだけでは足りないといわなければならない。だからといって、「明白かつ現在の危険」や「阻害の明白性」の要件が満されるまで制限できないというのでは、適正な監獄の運用は

期待できない。

右の諸点からすれば、図書・新聞等の内容、拘禁目的、性格、行状、精神状態等諸般の具体的条件の下で、その図書・新聞等の閲読を許すことによつて、拘禁目的あるいは施設の正常な管理運営（規律秩序）を阻害する相当の具体的蓋然性があると認められるときは、その閲読を制限しうるとする第三の基準が妥当であるということになるであろう。判例・学説ともこの立場に立つものが多く、また、実務もこの基準によつて運用されていることは上述のとおりである。

(1) これは、「『死と壁』は、……もと大阪拘置所長……の著書で、同人の見聞した同拘置所に収容されていた死刑囚（その中の幾人かは原告と在監時が幾分重なり、仮名を用いてあるが原告にもそれと知れる者）の在監中の各種の事故、外部との通謀状況、殊に死に直面する煩悶および死刑執行の進行の場面等が眼のあたりに見ることよく詳述されていることが認められる。すると常人ならともかく同一の生死の不安定な境に立たれている死刑囚に同書が与える印象は余りにも生々しく強烈にして刺激的であるばかりか、原告が右記述されている死刑囚の幾人かと当時接觸して知つていると思われることを考え合わせると、右図書の閲読を原告に許容することは戒護に明白かつ現実の危害を及ぼすものと推認されるので、同書を管理上有害という見解で閲読を禁止したのは決して違法でないと認めるのが相当である。」（矯裁集一二七一八頁）とする。

(2) これは、「およそ図書閲読の自由は『読む自由』『知る自由』に帰するがこれを憲法の保障する基本的人権の上からみると憲法第一九条の思想の自由なし第二一条の表現の自由としてとらえることができるのであつて、受刑者といえども右の自由の保障のあることは前述の通りである。そこで右の自由が刑務所における特別権力関係においていかに制限をうけるについて考えるに、在監関係の本質は、裁判によって確定した刑を執行する為、国家が受刑者を継続的に拘禁して一般社会から隔離し、かつ当該受刑者を矯正教化することであり、この為には受刑者の逃亡を防ぐと共に、監獄内の紀律と秩序を維持しなければならないから、ある文書図画を当該受刑者に閲読させることによつて監獄からの逃亡の防止と監獄内の紀律および秩序の維持に明白かつ現在の危険を生ずる蓋然性の認められる場合には刑務所長は右文書図画の閲読を禁止又は制限す

ることも許されると解しなければならない。しかし『監獄法』が監獄法及びその関係法令を解説した学術専門書であることは当裁判所に顕著な事実であって、その内容に被告主張の如く立法論ないし政策論的部及警備方法に関する事項等が含まれているとしてもこれを受刑者が閲読することによって前記行刑の目的を害されるとは解し難いし、また原告について考へても、原告が『監獄法』を閲読研究することによつて仮に今後更に原告の被告や國を相手方とする訴訟が増加し、かつ原告が被告の主張する様な逃走に関する前科前歴を有する原告の出廷に多数の看守を要することになつても、そのことからただちに拘禁や監獄内の紀律および秩序維持に明白かつ現在の危険を生ずる蓋然性ありとはなし難い。そうすると原告は『監獄法』を読む自由を有するものであり被告がこれを禁止することは原告の基本的人権を侵害するものであつて許したいといわねばならない。（監獄法第三一条、同法施行規則第八六条は以上の解釈にてい触しない限りその合憲性を保持することができる。）（矯裁集四八三一四頁）とする。

(3) これは、後述のように、内容についての制限には関係のない図書閲読冊数制限や新聞の自費購読許可の基準としては第二の立場に立つが、内容についての制限に関しては、「本来右新聞図書の内容が受刑者の拘禁目的に明白かつ現在する危険を与えるか否かの検閲削除に時間と労力を要するから……」（矯裁集八一六頁）として、この立場をとるようである。

(4) これは、「国民の新聞その他の印刷物を読み、ラジオを聞く自由に対する制限は、当該刑務所収容関係の行政目的に明白かつ現在の危険のある場合を除いて許さるべきでない。」（二〇〇頁）としている。

(5) これは、「何人も、いかなる図書であろうと、それを読む自由をもつ。その自由は憲法第一九条の保障する思想の自由そのものではないが、自己の思想の形成につき自由でなければならぬことから必然的に導き出される思想形式の手段としての基本的人権である。それは思想の自由と密接不可分の関係にあって、民主主義の基盤をなす国民の精神的自由の確保のために、厳格に保障されねばならないものである。それゆえ、この自由の保障は、懲役監収容関係という公法上の特別権力關係にある受刑者に対しても当然に及ぶべきであり、したがつて受刑者の図書購読も本質的には自由であつて刑務所長の許可によりはじめて閲読できる性質のものではないといいうる。ただ懲役監収容関係という特別権力關係の設定目的からみて、合理的に不可欠と考えられる限度において、右自由に制限を加えうるだけである。つまり懲役監収容関係のもとにおいても、図書購読の自由に対する制限は、その設定目的からみて合理的な理由のないかぎり、すなわち図書購読が拘禁及び戒護上危険であることが明らかな場合、あるいは矯正教化の目的を阻害することが明らかな場合でないかぎり、加えられるべきでな

い。」（矯裁集二二六一七頁）とする。

(6) これは、「警察署の留置場に勾留中の被疑者への図書の差入れにつき、留置場内の規律を害する結果を招来する相当的具体的蓋然性が予見される場合には、差入れを拒否できる。」（判時四〇九号二〇頁）とする。

(7) これは、「図書閲読の自由は、知る自由として憲法二一条の保障する表現の自由の反面をなすとともに、刑法二三条の保障する学問の自由の一内容をなし、また、憲法一九条の保障する思想および良心の自由とも密接な関連を有する重要な権利であるし、また、実際上も、読書は、拘禁生活の無聊を慰めるのに最良の方法として多く切望されているものであり、拘禁生活に耐えて精神を健全に保つのに最適の方法である。他方、図書は、被告事件に関連性を有する記載があるとか、刑務所拘置監内の規律違反を唆すような内容のもの、あるいは、一時に多数の図書の閲読を求める等の場合は別として、それ自体は筆記具等とは異なり、拘禁目的を阻害し、あるいは、戒護に支障を生じさせる可能性は少ないものと考えられる。したがって未決拘禁者の図書閲読については、原則としてその自主的選択にまかされるべきであつて、単に該図書の閲読を禁止する方が処遇上好都合であるとか、その閲読により拘禁目的が害される抽象的危険性があるというだけでは、これを禁止する正当な理由とは認めがたく、該図書の内容、当該未決拘禁者の性格、精神状態、刑務所拘置監の人的、物的戒護能力に照らして、拘禁目的、戒護を阻害し、刑務所拘置監の正常な管理運営に支障をきたす相当の蓋然性が認められる場合でなければ、これを禁止し得ないと解するのが相当である。監獄法三一条、同法施行規則八六条も右の趣旨に解さなければならない。これを本件についてみると、……原告に本件各図書（実務六法矯正編、行刑法教室、監獄法（ポケット注釈全書））の閲読を許したとしても、その図書の内容と原告の経歴、在監態度だけからでは、被告の主張するような、法令の裏目をくぐった巧妙な規律違反行為が反復助長され、あるいは、訴訟を濫発し、その結果、刑務所の管理運営上支障が生じる相当の蓋然性があるとはにわかに認めがたい。」（訟月一八卷八号一二七一一三頁）とする。

(8) これは、右の高松地判昭和四七年三月三〇日を支持したものである。

(9) これは、「未決拘禁者の新聞図書等の閲読についても絶対にこれを制限できないとする理由はないというべきである。もつとも、右の如き閲読の自由は、憲法一九条の保障する思想及び良心の自由並びに同法二一条の保障する表現の自由に属するものと解すべきところ、右の自由は民主主義社会の根幹をなす基本的原理の一つであることはいうまでもないのみならず、未決拘禁者にとっては一般社会に関する情報を得るための殆んど唯一の手段として格別の意味を有するものであり、しかも

新聞図書等は児器等のようにそのものの存在 자체が拘置所内における紀律違反を惹起する直接的手段となりうるものではなく、未決拘禁者がこれを閲読し、その影響如何によつてはあるいは紀律違反を惹起するかもしない可能性を含むという間接的な性質を有するに過ぎないものであることを等に思いをいたすならば、右の如き自由の制限は、できるかぎり、これを避けるべきものであることは言を俟たないところであるから、右制限が許されるためには、単に一般的、抽象的に拘置所内の紀律を害するおそれがあるというのでは足らず、当該未決拘禁者の行状、拘置所内外の情勢からする拘置所の保安状況、看守の人員配置等の管理状況、その他諸般の具体的状況下において当該内容の新聞図書等の閲読を許すことが監獄内の紀律を害する結果を生ずるといいうる程の相当の蓋然性が認められる場合において初めてその必要が認められるべきであり、しかもその目的を達するための合理的な範囲内においてのみ許されると解するのが相当である。」(判時八〇六号三〇一—一頁)とする。

(10) これは、「未決拘禁者の新聞紙閲読の自由は、極めて重要な意義をもつものであり、これが最大限に尊重されなければならないものであることはあきらかである。そうだとすれば、その自由の制限は拘禁目的の達成と拘置所の管理運営のための必要最少限度の制限にとどまらなければならず、したがつて、逃亡と罪証隠滅の防止のために好都合で便利であるとか、拘置所内の秩序と紀律を害する抽象的な危険があるというだけではたらず、新聞記事の内容、未決拘禁者の性格、精神状態、拘置所内外の一般的状況、看守の人的配置、その他の人的物的戒護能力等々といった個々具体的な条件のもとで、当該新聞紙のその部分の記事が、その未決拘禁者の逃亡の防止と証拠の隠滅、あるいは当該拘置所の秩序と紀律を害する結果を招来することについて、相当の具体的蓋然性が予想される場合にかぎり、しかも、その特定の記事についてのみ、これを制限——すなわち、その部分の抹消——することができると解するのほかはない。」(一九頁)とする。

(11) これは、「図書の閲読を制限する方が処遇上都合がよいとか、拘禁の目的及び紀律が害される抽象的な危険があるというだけで制限することは正当ではないが、図書の内容、これを閲読する在監者の拘禁目的、性格、行状、精神状態等に照らして、閲読を認めることによって、拘禁目的及び紀律を害する相当の具体的蓋然性があると判断される場合には、制限することができるとする……見解が相当であろう。」(一八二頁)とする。

(12) 私も、すでに「勾留の目的およびその目的達成のために必要とされる施設の規律秩序を害する結果が生ずるについて、相当前的具体的な蓋然性のある場合にのみ、図書・新聞等の閲読の制限が可能となるという基準が妥当と考えられる。このようない観点から、図書・新聞等の閲読については、明確で、可能なかぎり具体的な法律規定を設けるべきである。」(墨谷 葵「被

勾留者の処遇」法律時報四八巻七号五六頁（昭和五一年））といふ見解を明らかにしてい。

平井清作検事も、「結局、拘禁の目的、施設の規律または正当な管理を害する結果が生ずるにつき相当の、かつ、具体的な蓋然性のある場合に、施設側の措置による制限ができるという方向で制限規準の設定を考えるのが合理的ということではなかろうか。」（「未決拘禁者をめぐる諸問題」法律のひろば二三巻七号三四頁（昭和四五年））とされる。

なお、森本助教授は、「拘禁の目的または刑務所内の規律および秩序を害する高度の具体的蓋然性が存在すると認められる場合にのみ文書図画閲読の自由の制限が許されるということになるであろう。」（「刑務所収容関係の性質と受刑者の図書閲読の自由」島大法学一五号六七一八頁（昭和四五年））とされる。

(13) これは、「文書、図画の閲読の自由についてみれば、行刑目的に照らして、刑務所における紀律、ひいては受刑者の性格、行状に応じた教化処遇上有害であり、また、刑務所の管理運営上支障を生ずる虞がある場合には、それが逃亡の防止、刑務所内の秩序維持に明白かつ現在の危険を生ずる程度にいたらなくとも、原則として、刑務所長の専門的、技術的判断にしたがって制限しようと解するのが相当であり監獄法第三一条第二項、同法施行規則第八六条等の規定等は、この趣旨を明らかにしたものである。」（矯裁集五一五頁）とする。

(14) 平野龍一・矯正保護法八九頁（昭和三八年）。

(15) 矯正判例研究会編集・前掲一八四頁。

(16) 最近においては（昭和五〇年度の各施設に対するアンケート結果）、既決・未決とも、図書の不許可・抹消各事例のうち、断然多いのは性を扱ったものであり、次に多いのが収容施設内で発生した事件等に関するものである。ただ、未決については、不許可事例なしとする施設が断然トップであり、既決についてもかなり多い、という事実が注目される。また、新聞の抹消各事例のうち、既決では、第一位が暴力団関係の記事、次に多いのが逃走・自殺などのいわゆる刑務事故の記事であり、未決では、当該施設に現に収容されている者の関係事件の記事がトップで、次に多いのが刑務事故の記事であるが、具体的の事件として圧倒的に多かったのが、いわゆる赤軍クアランプール事件の記事である。なお、記事抹消については、既決と未決の間に、さしてきわだつた取扱いの差はみられない（日本弁護士連合会編・監獄と人権九四一一〇〇頁（昭和五二年））。

(17) 伊藤正己・言論・出版の自由一七九一八〇頁（昭和三四年）。

(18) 久保田きぬ子「『明白かつ現在の危険』の基準」法学教室〈第二期〉一〇五頁（昭和四八年）。

(19) 矯正判例研究会編集・前掲一八二頁。平井・前掲三四頁も同旨。

(20) 森本・前掲六七頁。

四 閱読図書の同時所持冊数の制限

一 すでに述べたように、監獄法施行規則八六条二項は、「文書図画多数其他ノ事由ニ由リ監獄ノ取扱ニ著シク困難ヲ來タス虞アルトキハ其種類又ハ箇数ヲ制限スルコトヲ得」と規定している。⁽¹⁾

最高裁も述べる如く、多数の在監者を拘禁し、集団的に管理せざるをえない監獄にあっては、とくに監獄における規律秩序を適正かつ厳格に維持し、平常な状態を保持するよう配慮する必要があるのである。そこで、内容的には閲読を認めうる図書であっても、同時所持冊数を無制限に認めるときは、監獄の管理運営に種々の支障をきたし、上述の要請に応ずることはできなくなってしまう。具体的にいえば、①多数の在監者につき、同時所持冊数を無制限に認めるときは、たとえば、官本については貸与・返納等の事務手続の面において、また、私本については購入・差入・検閲・交付・閲読後の領置等の事務手続の面において多大の労力と時間をさかねばならず、かつ、規律秩序維持のために必要不可欠な搜査業務を著しく困難にさせることになり、②仮に私本の同時所持冊数を無制限に認めるときは、各在監者の所持金（領置金）の多寡による購読の不公平・不平等を生じ、その結果在監者に不平不満が起り、あるいは持てる者と持たざる者との間にインフォーマルな関係が生ずることは予想に難くないからである。⁽²⁾

さらにまた、官本の同時所持冊数については、当該監獄の官本保有数と収容者数との関係で、処遇の公平・平等の

観点から一人当たりの閲読許可冊数にはおのずから限界が存することはいうまでもない⁽³⁾。

したがって、図書閲読の自由が憲法上の基本的人権に属するとはいえ、図書の同時所持冊数についてもやはり必要な限度において合理的な制限をなすことは許容されるといわなければならない。

ニ 古くは監獄の規律その他の点から官本を原則的なものとしていたが（官本主義）、それによる私本の制限はいまや著しく緩和されてきているといつてよい。⁽⁴⁾

実務においては、官本は、一冊ごとに作成されている図書カードを工場・倉房等に送付し、被収容者に選択させ所要事項を記入させて貸与するのが普通であるが、適當と認めるときは、図書室において自由に図書を選択させるなどの手続によつても貸与することができる（収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規程六条）。官本の貸与期間は施設の実情に応じて所長が定めるのであるが（同規程七条）、なるべく一月の範囲内で定めるようにとされている（同規程の運用について四）。個人に同時に貸与することができる官本は三冊以内であるが、辞典・経典・学習用図書ならびに裁判所その他法律上の権限を有する機関による権利救済を受けるために必要であるとして貸与を願い出た図書については、所長において必要と認めるときはその冊数を増加すること（制限冊数外貸与）ができる（同規程八条）。貸与は個人貸与が原則とされているが、所長が必要と認めれば、適宜、個人貸与の取扱に準じ共同貸与を行なうことができる（同規程一〇条、同規程の運用について六）。

私本は、購入・差入・領置品仮出の手続によるので、その内容の検閲がなされ、その結果被収容者に閲読させるのに支障となる部分があれば、不許可とし、またはその部分を抹消もしくは切り取つたうえ交付することとなるが、抹消・切り取り等についてはあらかじめ書面によつて本人の同意を得なければならない（同規程三条五項・一一条一

号）。私本の閲読期間は施設の実情に応じて所長が定めるのであるが（同規程一二条）、なるべく一月の範囲内で定めるようにとされている（同規定の運用について四）。個人に同時に所持させることができる私本は三冊以内であるが、辞典・経典・學習用図書ならびに裁判所その他法律上の権限を有する機関による権利救済を受けるために必要であるとして所持を願い出た図書については、所長において必要と認めるときはその冊数を増加することができる（同規程一三条）。

なお、実務においては、積極的に官本の活用を図るほか、事務能力の許す範囲において私本の閲読期間を短縮し、私本の交換をひん繁にする等の配慮をするようなどいう指導がなされている（収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規程及び収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規程の運用についての一部改正について（通達）〔昭和四八・一二・七発達〕）。

三 閲読図書の同時所持冊数の制限については、判例・学説ともこれを否定するものは見当らない⁽⁶⁾といつてよい。しかし、その制限基準ならびにその具体的適用については、まだ定着したものがないといってよいであろう。そこで、まず、具体的な判例を紹介し検討することとしよう。

(1) 広島地判昭和四六年三月二四日訟月一七巻六号六四頁・矯裁集六六一頁(図書閲読冊数制限
分等取消請求事件)。

事案は、H刑務所在監中の受刑者が、行政訴訟の提起および告訴をするについて必要であるとして、①監獄法概論②行刑法演習 ③新行刑法読本 ④国家賠償法・行政争訟法 ⑤行政法演習 ⑥法令用語辞典 ⑦書式全書 ⑧刑事訴訟法 ⑨日本国憲法（附録最高裁判所判例集） ⑩六法全書、の図書一〇冊の閲読許可願をしたところ、同所長は、右図書全部の閲読を許可するが、同時に所持できる冊数は三冊に限るとの制限処分をしたため、同受刑者は、右処分

は違法であり、この違法な処分により、読む自由・知る自由が不當に阻害され、訴訟追行に著しい不便をきたしたとして、国に対して損害賠償請求訴訟を提起したものである。⁽⁷⁾

一審広島地裁は、次のように判示した。

「受刑者に関しては、閲読図書が多数の場合、舍房の広さとの関係あるいは逃走用具や凶器または逃走・暴動のための連絡文書等を隠匿することを防止することにつき刑務所の取扱いに著しい困難をきたす虞があるときは、閲読図書の同時所持冊数について制限が加えられることもやむをえないもので、規則八六条二項も右の趣旨を規定したものと解される。

……（本件においては）右のような同時所持の図書の冊数に制限を付すのでなければ、H刑務所の取扱いに著しい困難をきたす虞があつたとは認めがたい。しかも、原告が……行政訴訟の提起および告訴をするのに必要であるとして本件図書の閲読願いを提出したものであることは被告國自ら述べるところであり、法律の専門家でない原告が訴訟を維持し追行するためには本件の各図書を常時閲読できるような状態に置いておくことが望ましいことはいうまでもない。

この点に関し、……閲読許可のあつた図書のうち三冊をこえる分については、必要のつど出願により交換することによって所持することが可能であり、原告もこの交換による閲読を一回行なったこと、原告は本件図書以外にも官本の辞典、学習用図書等を同時に所持することができたものであることが認められる。しかし、……図書の交換には三日くらい要するのが普通であることが認められるし、官本の辞典等の所持が可能であったとしても、前記判断を左右するものとは考えられない。

また、被告国は、本件処分は私本の同時所持冊数を三冊以内と規定している法務大臣訓令……に従つてしたものであるといい、右訓令……によれば、個人に同時に所持させることができることができる私本は三冊以内とする旨規定してあるが図書閲読の自由は憲法二一条によつて保障されている表現の自由と密接な関係があり、その一側面と解しうるものであるから、受刑者といえどもじゅうぶんその自由が尊重されなければならないものであることおよび前記説示のような規定八六条二項の趣旨から考へると、右規定は刑務所長に対し一応の判断基準を示したものにすぎないと解すべきである。

そうすると、被告所長が原告に対し、一〇冊の図書のうち三冊をこえる分についての所持を許さなかつた本件処分は、法三一条、規則八六条に違反するものである。」（矯裁集六七三一四頁）。

(2) これに対し、本件の控訴審判決である広島高判昭和四八年五月二九日行裁集二四卷四・五号三七六頁・矯裁集七九七頁は、次のように刑務所長の本件所持冊数制限処分は適法であるとの判断を示した。

「……内容についての制限には関係がない図書の所持箇数についての制限は、拘禁目的達成または監獄の管理運営上著しい支障を生じる明白な虞れがあつて、これを取除くために必要な範囲と限度においてのみ、公共の福祉に基づく基本的人権の制限として、憲法に反しないものと言わなければならぬ。なお、右の必要性があると言うためには、右の制限によつて保護される公共の福祉の憲法上の価値が右制限によつて害される人権の憲法上の価値を超えるものであることを要すると解すべきである。……

受刑者の閲読図書の所持冊数をどの程度に制限すべきかの問題は、行政の特殊分野である行刑を担当する機関がその有する専門的技術的知識と経験に基づき判断すべき事項であり、一定の冊数をもつて適法違法を峻別できるもので

はないから、右機関の裁量に委ねられるべきものである。しかし、基本的人権を行政機関の裁量によつて制限するのであるから、裁量権の行使につき司法権の審査は当然及び、裁量権の乱用と目されるときは違憲無効であると言わねばならない。」としたうえ、施設改築の直営工事中で職員は労働過重気味であり、全国有数の重警備刑務所とされたいたこと、暴力団関係者も多数収容されており、被控訴人（受刑者）もその幹部の一人として他の暴力団関係受刑者から注目され、被控訴人もこれを意識して行動していたこと、などの事実を認定し、「また、……私本の所持冊数の増加を認めると、一般受刑者がますます偏見を抱き、刑務所に対する不満をつのらせ、反抗的態度や紀律違反を生じやすいし、また、受刑者間で……図書の供与を通じて、親分子分の身分関係の発生拡大・派閥間の対立抗争に利用されやすい。……それ故、被控訴人を収容していた当時、H刑務所内では、綱紀の厳正と処遇の公平を維持しなければ、受刑者の教化改善をはかる上に支障を生じる虞れが大きかつた。

また、処遇の公平を維持するため、被控訴人に……図書同時所持冊数の増加を認めるならば他の受刑者にも……許さざるを得ず、勢い多種多様の……図書が刑務所に入ることになる。……当時H刑務所において、受刑者が居房内で所持していた図書は約四、〇〇〇冊にのぼるが、当時の職員数では施行規則第四十五条で義務付けられている毎日一回の舎房検査を行なうだけの余力がなかつたのに、更に所持冊数が増加すると、検査の実効を期し難くなり、戒護が困難となり、刑務所の管理運営上著しい支障を生じる虞れがある。……

被控訴人は、……法律についての知識と実務経験を有する。H刑務所長は、……図書の交換の申出があれば、遅くとも三日位後までに被控訴人の手許に三冊を残したままで本件一〇冊の図書を交換して閲読させうる態勢を常に整えていた。また、被控訴人の手許にはノート類もあつたから、要点の筆写などにより、多数図書の同時所持と同等の効

果を挙げることができた筈である。……

以上認定の事実に従すると、被控訴人の本件申請を許可するときは、拘禁目的の達成および監獄の管理運営上著しい支障を生じる明白な虞れがあり、本件……処分は右の虞れを取除くために合理的必要性があるものといわなければならぬ。しかも、本件……処分による被控訴人の自由に対する侵害は、本件申請の許可によって害される公共の福祉の程度に比較して決して大きくはないから、本件……処分が憲法に違反し監獄法同施行規則に照らし違法無効のものであると解することはできない。」（矯裁集八一四一八頁）。

四 受刑者が図書の同時所持冊数の制限について争つた事件は、右のものが初めてである。右の一判例から次のことが明らかとなる。

(1) 私本の同時所持冊数を原則として三冊以内と規定している法務大臣訓令一三条は、図書閲読の自由の基本的人権性および監獄法施行規則八六条二項の趣旨からして、刑務所長に対し一応の判断基準（ないし刑務行政上の一基準⁽⁸⁾）を示したものにすぎないと解すべきである。右広島高裁判決はこのことにつき明示的には言及していないが、同様に解しているものと考えられる。そうでなければ、本件申請を許可するときは拘禁目的の達成および監獄の管理運営上著しい支障を生じる明白な虞れがあるかどうかの具体的判断は不要だからである。昭和四八年の通達（昭和四八・一二七矯保二五三長通達）三は、右訓令一三条にいう基準は、行刑施設全般の現在の管理運営能力の下において、収容者に平等に私本閲讀の機会を保障するための適切妥当な基準であるので、その改正の必要を見ない、とするが、これもまた、右訓令一三条にいう基準は刑務所長に対する一応の判断基準、刑務行政上の基準であることを否定するものではないのみならず、少なくとも最小限度に近いところでの合憲解釈の一般的具体化であることを示唆するものといえよう。

したがつて、原則として三冊以内とする訓令一三条は、刑務行政上の責任者である刑務所長を絶対的に拘束すべきものでもないし、また、図書閲読の自由が基本的人権に属するものとする限り、その制限は必要最小限度にとどめなければならないのであるから、最小限度に近いところでの合憲解釈の一般的具体化とみられる訓令一三条に従つたというだけでは、具体的な場合にただちにその違憲性・違法性を回避しうるものではない。

(2) 具体的な訴訟の提起・追行のために必要であるとして多数の図書の同時所持を願い出たような場合には、同時所持についての具体的な必要性と拘禁目的・管理運営の側面の総合的判断によつて合理的にその許否が決定されなければならない。

(3) いずれにせよ、受刑者の閲読図書の同時所持冊数をどの程度に制限すべきかの問題は、行刑担当機関が専門的技術的知識と経験に基づき判断すべき事項であり、裁量に委ねられるべきである。しかし、基本的人権を行政機関の裁量によつて制限するものであるから、裁量権の行使につき司法権の審査は当然及ぶのであり、裁量権の濫用と目されるときは違憲無効であるといわねばならない。

(4) 裁量権の範囲内の制限であるといふためには、拘禁目的達成または監獄の管理運営上著しい支障を生ずる明白な虞れがあつて、これを取除くために必要な範囲と限度においてのみなされるものでなければならぬ。このようの場合にのみ、公共の福祉に基づく基本的人権の制限として憲法に反しないものといわなければならぬ。この点、広島地裁判決は、「受刑者に関しては、閲読図書が多数の場合、舍房の広さとの関係あるいは逃走用具や凶器または逃走・暴動のための連絡文書等を隠匿することを防止することにつき刑務所の取扱いに著しい困難をきたす虞があるときは、閲読図書の同時所持冊数について制限が加えられることもやむを得ない」としか述べていなかが、制限基準

としては、実質的にみれば、上述の広島高裁判決のものと同じものと考えられる。

ただ、この場合の制限基準が「明白性」——拘禁目的の達成または監獄の管理運営上著しい支障を必ず生ずるか、少なくともその発生がほとんど不可避的であること——を要求しているために、その存在の認定が困難となり、広島地裁判決はその存在を否定し、広島高裁判決はそれを肯定した、と理解すべきであろう。閲読図書の同時所持冊数の制限の場合も、内容による制限の場合の第三の制限基準、すなわち、拘禁目的あるいは施設の正常な管理運営を阻害する相当の具体的蓋然性があると認められるときその閲読を制限しうるとするもの、をもって制限基準とすべきであろう。これによれば、本件の場合は、おそらく制限しうることとなるであろう。なお、広島高裁判決は、内容についての制限基準としては「明白かつ現在の危険」基準をとり、この場合や新聞の自費購読許可の基準とは区別するようである点、注目される。その意図は理解できないことではないが、すでに述べたように、双方とも厳格すぎて妥当とはいはず、結局、このような区別をせず、第三の基準に立つべきだと考えられる。

また、これらの判例からもわかるように、拘禁目的あるいは施設の正常な管理運営を阻害する相当の具体的蓋然性があるかどうかは、施設の管理運営能力および当該被収容者の個人的事情との相関関係により相対的にきまるものであるから、職員数の増加、図書の取扱の合理化、施設の物的設備の整備などにより、閲読図書の同時所持冊数の増加も可能となるであろう。これを促進することにより、図書閲読の自由の保障に万全を期すとともに、広い意味における教育の一環としての機能を期待すべきであろう。

なお、制限冊数外所持許可を優遇措置とみなし、懲罰的に取消することは、合理的理由がなく許されないことはいうまでもない。いったん与えた制限冊数外所持許可を取消す場合には、受刑者に対し一種の懲罰的効果を与え、これ

を許可した教育的効果をかえつて害する可能性があるので、拘禁目的および施設の正常な管理運営の確保という刑務行政の目的に照らし、これを取消すべき合理的理由があるかどうかを判断しなければならないのである。

- (1) 最(大)判昭和四五年九月一六日民集三四卷一〇号一四一〇頁。
- (2) 矯正判例研究会編集・行刑実務の基本問題一七〇頁(昭和五一年)。
- (3) 矯正判例研究会編集・前掲一七〇頁。
- (4) 小野清一郎・朝倉京一・改訂監獄法(ポケット注釈)二六五一六頁(昭和四五年)。
- (5) 実務は、やはり、本文で述べた訓令および通達に従つて運用されているようである(日本弁護士連合会編・監獄と人権八九一九二頁(昭和五二年)参照)。
- (6) 矯正判例研究会編集・前掲一七一頁。
- (7) 本事件を詳述すればこうである。原告は、恐喝罪により懲役三年に処せられ、昭和四四年一月一五日K刑務支所に入所し、同月二八日H刑務所に移送されて、同所において服役していた受刑者であるが、H刑務所長(被告)は同年三月二三日に原告をF刑務所に移送した。これに対し、原告は、右移監処分は刑務所長の裁量権を濫用したものであつて無効であるとしさらに、あわせて、図書所持冊数制限処分、自費による新聞購読不許可処分など六項目の故意または過失に基づく違法行為によつて、財産上・精神上の損害をこうむつたので、被告国は国家賠償法一条により原告に対してその賠償をする責任があるとして、訴訟を提起したのである。
- (8) 広島地判昭和四八年七月四日判時七二一八号三八頁・矯裁集ハ一八頁。なお、この判例は、訓令一三条は違憲ではないとする。
- (9) 広島地判昭和四八年七月四日判時七二一八頁・矯裁集ハ一八頁。

事案は、人文科学系統の勉学をするについて、マルクス資本論等二冊の長期私本の制限冊数外所持の特別許可を受けて使用していた受刑者が、看守を暴行で告訴する旨申し入れ告訴状認書の許可を受けた際、前記制限冊数外所持許可を取消され、多大の精神的苦痛を受けたとして損害賠償請求訴訟を提起したものである。

これに対し、広島地裁は、「……右取消处分は……担当看守に対する告訴を維持するような者については本件特別許可の

ような優遇措置は続けるべきでないという考慮によつてなされたことを窺うことができる。そうすると、……本来教育的効果を期待してなされた本件特別許可を右行為の故に懲罰的に取消すことは、合理的理由がなく許されないとすべきである。」（矯裁集八一九頁）とした。

五 受刑者に対する日刊新聞紙の自費購読禁止

一 (1) すでに述べたように、新聞の閲読は、かつては全面的に禁止されていたが、昭和四一年に改正され、それ以後新聞の閲読が認められることとなつたのである。そして、こんにちでは、新聞の閲読も、監獄法三一条、同施行規則八六条の律するところとなり、その許可基準（制限基準）については、「収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規程」があつて、その三条に内容についての許可基準が規定され、その一六条ないし一八条において閲読させるべき新聞紙の種類・個数について定めている。

新聞紙は、「通常紙」と「通常紙以外の新聞紙」とに区別される。前者は、もっぱら政治・経済・社会・文化などに関する公共的な事項を総合的に報道することを目的とする市販の日刊新聞紙をいい（同規程二条二項）、後者は、特定の政治団体・宗教団体等を支持して、宣伝または報道する新聞紙あるいは職業・スポーツ・芸能等特定分野の報道を主とする新聞紙、いわば特別紙をいう（収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規程の運用について（依命通達）一、参照）。

受刑者および労役場留置者の場合、通常紙は、一施設につき所長の選定した一種類の新聞紙が官費で備え付けられ、また、特別紙は、一在監者につき差入による一種類の新聞紙とされる（同規程一七条）。未決拘禁者の場合は、通常

紙は一在監者につき一種類の新聞紙の自費購入のみが許され、特別紙は一在監者につき一種類の新聞紙の差入による閲読が認められる（同規程一六条）。死刑確定者および被監置者の新聞紙の閲読については、通常紙・特別紙ともに未決拘禁者のそれに準ずるが、死刑確定者については、所長が適当と認めれば、備え付けの通常紙を閲読させることができることとなつてている（同規程一八条）。

(2) このように、日刊新聞紙について実務上の取扱が大きく異つてるのは、通常紙についてであり、未決拘禁者の場合は自費による購読が認められるのに対し、受刑者の場合は、施設備え付けのものの閲読のみが許され、自費による購読が認められない点である。

しかし、施設の新聞紙備え付能力にも限度があり、かつ、閲読機会の付与の平等を期すために個人の閲読時間は必然的に制限されるところから、受刑者にも自費購読を認めるべきであるという主張も少なくないといわれる。⁽¹⁾また、種類は、一施設につき所長が選定する一紙に限られるが、全国紙三紙とその地方の代表的方紙くらいは閲読の対象にしてもよく、それは検閲の範囲をより合理的かつ最小限度のものにしていくことによつて可能となる、という主張もある。⁽²⁾

さらに、未決拘禁者の場合は、通常紙は自費購読のみで差入はできず、月二回の購読申入日に遅れると半月間新聞報道から締め出されることもありうるが、現代においてはニュースの遮断は著しい人権の侵害であるから、毎日でも購読申込を受けるか、差入ができるよう改めるべきだとする意見もある。⁽³⁾

二 右のように、受刑者に対する日刊新聞紙の自費購読禁止については、批判が強いといつてよい。この問題にする判例の態度を見よう。

(1) 広島地判昭和四六年三月二四日訟月一七卷六号六四頁・矯裁集六六一頁(図書閲読冊数制限処分等取消請求事件)。これは、「四 閱読許可図書の同時所持冊数の制限」の章で掲げた判例と同じものである。

自費による新聞購読不許可処分に対し、広島地裁は、「新聞は社会に発生するさまざまな出来事や意見等を報道するものであり、国民が新聞を読むことによってこれを知る自由は、表現の自由の他の側面として、憲法二二条によつて保障されている、と解されるから、受刑者に対しても、合理的な理由がないのに新聞の閲読を禁止することは許されない」というべきである。

……原告のような独居拘禁者に対しては、H刑務所が回覧している朝日新聞はおおむね一日くらい遅れて回覧され、その閲覧時間は一五分間であることが認められ（る）。

右のような事情では、朝日新聞を回覧していることをもつて、原告が自費で読売新聞を購読することを禁止する合理的な理由とはしがたい。また、被告は、受刑者の自費による購入は検閲および不当個所抹消の事務が困難であることなど刑務所の運営上好ましくない旨主張（するが）、自費による購読を希望する受刑者の数が多数あるとか、その希望新聞紙の種類が多数あるとか、の事実の主張、立証のない本件では、検閲および不当個所抹消の事務のため刑務所の取扱いに著しい困難をきたす虞があると認めるることもできない。そうすると、被告所長が原告に対してした本件新聞購読不許可処分は憲法二二条に違反する違法な処分だというべきである。」（矯裁集六七五一六頁）と判示した。

(2) これに対し、本件の控訴審判決である広島高判昭和四八年五月二九日行裁集二四卷四・五号三七六頁・矯裁集七九七頁は、「新聞の閲読は、思想形成の手段であるから、その自由は、思想の自由の一部またはこれに随伴するものとして、憲法の保障する基本的人権に属する。」としつつ、「内容についての制限には関係がない図書の所持箇

数についての制限は、拘禁目的達成または監獄の管理運営上著しい支障を生じる明白な虞れがあつて、これを取除くために必要な範囲と限度においてのみ、公共の福祉に基づく基本的人権の制限として、憲法に反しないものと言わなければならぬ。なお、右の必要性があると言うためには、右の制限によつて保護される公共の福祉の憲法上の価値が右制限によつて害される人権の憲法上の価値を超えるものであることを要すると解すべきである。また、一流の通常新聞は記事内容と正確性に大差がないから、その論説に受刑者が特に強い関心を有する場合はともかく、閲読させるべき新聞の種類についての制限についても、右に述べたところがそのまま妥当すると言わなければならぬ。」とし、当時職員は労働過重気味であつたこと、全国有数の重警備刑務所とされていたこと、暴力団関係者も多数収容されており、被控訴人（受刑者）もその幹部の一人として他の暴力団関係受刑者から注目され、被控訴人もこれを意識して行動していたこと、被控訴人を収容していた当時H刑務所内では綱紀の嚴正と処遇の公平を維持しなければ、受刑者の教化改善をはかる上に支障を生じる虞れが大きかつたこと、などの事実を認定し、さらに、「処遇の公平を維持するため、被控訴人に新聞の自費購読……を認めるならば他の受刑者にもこれらを許さざるを得ず、勢い多種多様の新聞……が刑務所内に入ることになる。ところが、このような事態が生じたときには、本来右新聞……の内容が受刑者の拘禁目的に明白かつ現在する危険を与えるか否かの検閲削除に多くの時間と労力を要するから、刑務所職員の多少の増員があつても追いつかず、刑務所の管理運営上著しい支障を生じる虞れがある。特に、暴力団員および暴力団関係者の受刑者は、その関係する暴力団同志の対立抗争の報道には著しく平静を失うから、この種の記事については、各受刑者ごとに削除部分を異にするなど、煩雑な措置が必要になる。……」

H刑務所は、当時、年二回の受刑者に対するアンケート調査の結果、希望者が多かつた朝日新聞を平均的な中央紙

として受刑者に閲読させていた。被控訴人のような独居拘禁者には、日曜日の新聞は水曜日、その他の曜日の新聞は二日遅れではあるが、確実に一人一五分当り新聞を回覧され、紙面も読むに耐えない程には汚損していなかつた。工場出役者には、それより一日早く工場内で休憩時間中に閲読させていた。また、正午のラジオニュースが録音されて、夜間刑務所内に放送され、新聞記事が転載された所内新聞は、比較的の自由に閲読が許されていた。なお、被控訴人は、読売新聞の論説に特に強い関心を有したためにその購読を希望したのではなかつた。

以上認定の事実に従ふると、被控訴人の本件申請を許可するときは、拘禁目的の達成および監獄の管理運営上著しい支障を生じる明白な虞れがあり、本件各処分の虞れを取除くために合理的必要性があるものといわなければならぬ。しかも、本件各処分による被控訴人の自由に対する侵害は、本件申請の許可によつて害される公共の福祉の程度に比較して決して大きくはないから、本件各処分が憲法に違反し監獄法同施行規則に照らし違法無効のものであると解することはできない。」（矯裁集八一三一八頁）と判示した。

(3) 東京地判昭和四八年一月三一日訟月一九巻三号五三頁・矯裁集七七二頁(損害賠償請求事件)

F刑務所在監中の受刑者が、同刑務所が官費をもつて読売新聞紙一紙のみを備え付けて在監者の閲読に供し、その方法は、前日の夕刊と当日の朝刊を一度に回覧し、その閲覧時間は各人ほぼ一〇分に制限していることに対し、それでは十分でないとして自費による毎日新聞の購読許可の願出をしたところ、同刑務所長はこれを不許可としたが、それは違憲だとして損害賠償を請求した事案である。

これに対し、東京地裁は次のように判示した。「在監者といえども、本質的には思想表現の自由を有し、いわゆる知る権利を享有するものであるが、ただそれは、受刑者としての立場上、行刑目的ならびに刑務所の管理運営面から

くる合理的範囲内の制限に服せざるをえず、法三一条や規則八六条も同趣旨に解するのが相当である。……そこで、F刑務所長の新聞閲読に関する右取扱いが同刑務所の正常な管理運営のためやむをえない合理的措置であるといえるかどうかが問題である。もとより、新聞紙の閲読は書籍・雑誌等図書閲読の場合（この場合はその種類が極めて多岐に分れ、在監者の希望を单一化することが困難である。）と異り、われわれの経験上、朝日、毎日、読売などの通常紙間ではその記事内容、報道の正確性、迅速性等において大差が認められないから、そのいずれか一紙につき前記の閲読時間（約二〇分）を与えれば、受刑者が社会に生起する事象についての知識や思想を吸収するという点では少なくとも最低限度の満足を得るに不足することはないものと認められる。

他方、……次の事実が認められる。F刑務所長は、受刑者に対する新聞紙の閲読につき被告主張の訓令、通達および達示に依拠し、収容者の閲読傾向を三か月に一回調査のうえ、その結果を参照して選定した通常紙（読売新聞）一紙を官費をもって備え付け、これを閲覧に供し、自弁又は差入れによる通常紙の購読を許可しない方針を採っている。また、新聞紙閲読に関する職員の業務内容は、(ア)配達人からの受領と部数の確認、(イ)内容の検査、(ウ)不適当箇所の検査と決裁、(エ)不適当箇所の抹消又は切取り、(オ)工場又は倉庫への配付、(カ)回覧、(キ)閲覧終了後の回収、(ク)廃棄などであり、そのうち、(ア)は事務当直職員、(イ)ないし(オ)は教育課職員、(カ)(キ)は保安課職員、(ク)用度課職員の各分担となるが、教育課職員は課長のほか五名ないし六名に過ぎない。

現在、同刑務所で在監者の閲覧に供されている新聞の部数は二七部であり、前日の夕刊と当日の朝刊とを併せて工場（総数三四ないし三五）には二箇所につき一部、独居房へは七部をそれぞれ配付しているが、仮に一般的に自費購読を認めるとなると、前記事務が数量的に増大するほか購入受付や領置金支払事務など付随事務を併せると膨大な事

務量増加となつて、現在の人的能力ではその円滑な処理は到底不可能である。……

右認定事実によると、同刑務所長が選定し閲覧に供している通常紙一紙のみにつき前記閲読時間を与えることにより、社会のニュースないしは思想的事象を伝えるという新聞本来の機能は最少限満足されているものと認められる反面、仮に自費購読を許すと、同刑務所の管理運営が阻害されること明らかであるから、この両者を総合考慮すると、右刑務所長の措置には合理的理由があり、これを違法ということはできない。」（矯裁集七八一一二頁）。

三（1）このように、実務においては、訓令一七条に従い、受刑者に対する通常紙の自費購読はこれを許さないとしている。

したがつて、まず、訓令一七条の意味・性格が問題となるであろう。それが、自費新聞購読の不許可は単に「運営上好ましくない」という理由からのものにすぎず、現実に徴してもそれだけの意味しかもっていないというのであれば、その違法性は明白であるといわねばならない。そこで、右訓令規定は、通常紙は、その記事内容・報道の正確性等に著しい差異はなく、いずれか一紙の購読でも知る自由は満される点、比較的長期の収容者となる受刑者に自費購読を認めるなど、貧富の差により待遇の公平を失する虞れがあり、ひいては不平不満を醸成することとなる点、自費購読の支出源である作業賞与金・領置金の性格、さらには、受刑者の自費購読を認めるならば、購入事務・検閲事務等の業務が増加し、新聞取扱に関する事務量が一挙に測り知れない程増加することは必至であつて、その結果は施設の管理運営に重大な支障を及ぼすことになるのみならず、受刑者の戒護・待遇にまでも著しい支障をきたすこととなる虞れがある点などを考慮して、一般的には新聞の自費購読制度は採用しがたいものとしたと理解すべきであろう。つまり、右訓令規定は、新聞の場合は、その性質上、一紙でも知る自由は満たされるのみならず、わが国の施設の現状

からみて、受刑者に新聞の自費購読を認めるならば、拘禁目的を害し、あるいは当該施設の正常な管理運営を阻害することとなる相当の蓋然性を有するものと一般的に判断し（収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規程の運用について二一、参照）、その一般的基準として、通常紙は一施設につき所長の選定した一種類の新聞紙・自費購読不許可を定めたものと考えるべきであろう。

したがつて、右訓令一七条は、いわば最小限度の合憲解釈を一般的に具体化したものと理解すべきであり、一応の判断基準・刑務行政上の一基準を示したものである。それゆえ、刑務行政上の責任者である刑務所長が絶対的に拘束されるべきものでもないし、また、新聞閲読の自由が基本的人権に属するとする限り、その制限は必要最小限度にとどまらなければならぬのであるから、最小限度の合憲解釈を一般的に具体化した右訓令一七条に従つたというだけでは、ただちに具体的な場合における処分の違憲性・違法性を回避しうるものではない、ということになる。

(2) だからこそ、広島地裁は、本件においては、刑務所備え付けの新聞を回覧していることをもって自費購読を禁止する合理的理由とはなしがたく、また、具体的立証のない本件では検閲および不当個所抹消の事務のため刑務所の取扱いに著しい困難をきたす虞れがあると認めることもできない、とし、広島高裁は、自費購読を許可するときは、拘禁目的の達成および監獄の管理運営上著しい支障を生じる明白な虞れがあり、これを取除くために合理的必要性がある、とし、東京地裁は、官費で備え付けた新聞一紙によつても新聞本来の機能は最小限満たされているものと認められる反面、自費購読を許すと、施設の円満な管理運営が阻害されること明らかであるから、この両者を総合考慮すると、刑務所長の措置には合理的理由があり、違法ということはできない、というように、それぞれ具体的な判断を下したのである。

なお、右の広島地裁・広島高裁の判決に対しても、「「新聞の権利すなわち自費購読の権利と解し、施設の管理運営面からの自費購読権の制限につき、管理運営上の支障が相当の具体的蓋然性をもつて生ずることあるいは支障の発生につき明白性を必要として狭く理解するのは妥当ではないであろう。正常な管理運営を阻害するおそれの有無によつて判断されてしかるべきであろう。」⁽⁴⁾ という批判がある。しかし、訓令一七条を三(1)で述べたように理解するならば、新聞閲読の権利とは具体的にはまさに自費購読がなしうるかどうかの問題であり、具体的なケースにおいて、何ら合理的の理由もなく自費購読が禁止されるならば、施設備え付けの新聞の閲読が可能だったとしても、それはやはり違憲・違法の处分といわざるをえないのではなかろうか。合理的理由があつてはじめて自費購読不許可という形で新聞閲読の権利を制限しようと考へるべきであろう。そして、その合理的理由の存否は、図書・新聞の内容の制限基準と同じく、拘禁目的あるいは施設の正常な管理運営を阻害する相当の具体的蓋然性が認められるか否かを基準とすべきであろう。

ところで、新聞閲読の自由の本質ならびに施設の新聞紙備え付け能力の限度などを考へると、検閲方法その他新聞紙取扱事務の合理化・作業賞与金の多額化の促進により、最終的には、受刑者にも、たとえば一紙に限るなど現状に即した形での自費購読を認めるべきではなかろうか。⁽⁵⁾

- (1) 矯正判例研究会編集・行刑実務の基本問題一九二頁(昭和五一年)。
- (2) 日本弁護士連合会編・監獄と人権九二頁(昭和五二年)。
- (3) 日本弁護士連合会編・前掲九二頁。
- (4) 矯正判例研究会編集・前掲一九九頁。
- (5) 矯正判例研究会編集・前掲一九九頁も同旨。

六 む す び

最後に、以上の考察を箇条書きでまとめてみよう。

(1) 図書・新聞等閲読の自由は、いわゆる「知る自由」「読む自由」に帰し、日本国憲法の保障する基本的人権——そのいずれかについては見解がわかるが——に属するものであることについては、こんにちほとんど争いがない。

(2) したがって、被収容者の図書・新聞等の閲読に関する監獄法二一条・同施行規則八六条は、右の趣旨に従い合憲的に解釈されなければならない。すなわち、第一に、未決拘禁者、受刑者の区別なく、被収容者の図書・新聞等の閲読は本質的には自由であつて、施設の長の許可があつてはじめて閲読できるという性質のものではなく、したがつて、その制限は必要最小限度にとどまらなければならず、第二に、右の制限規定は狭く厳格に解釈・運用されなければならない。

(3) その厳格さを具現した制限基準とは、拘禁目的あるいは施設の正常な管理運営（規律秩序）を阻害する相当の具体的蓋然性があると認められるとき、その閲読を制限しうるとする基準が妥当である。閲読図書・新聞等の内容による制限の基準としては、上述の基準の定着がみられるが、閲読図書の同時所持冊数の制限や日刊新聞紙の自費購読不許可の基準としても、上述の基準が用いられるべきである。

(4) 拘禁目的あるいは施設の正常な管理運営（規律秩序）を阻害する相当の具体的蓋然性の有無は、施設の管理運営能力および当該被収容者の個人的事情との相関関係により相対的にきまるものであるから、職員数の増加、図書・

新聞等の取扱の合理化、施設の物的設備の整備（究極的には施設の適正規模化⁽¹⁾）などにより、閲読図書の同時所持冊数の増加、日刊新聞紙の自費購読の許可も可能となるであろう。これを促進する」とにより、図書・新聞等閲読の自由の保障に万全を期すとともに、娯楽ないしレクリューション、健全な教養の育成ないし情操のかん養など広い意味における教育の一環としての機能を期待すべきであろう。

(5) 図書・新聞等閲読の自由は基本的人権に属するものであるから、その制限に関しては、可能なかぎり明確で具体的な法律規定を設けるべきである。監獄法改正構想細目四五・四六⁽²⁾はこの要請に副うものであるが、その立法化にあたっては、以上に述べたような諸点に留意すべきであると考えられる。

- (1) ネイサン・ノーポルドは、「刑務所は小規模たるべきだ、決して五〇〇名以上収容してはならぬ。」と言ふ（Nathan Leopold, *What Is Wrong with the Prison System?* in HARVEY S. PERLMAN AND THOMAS B. ALLINGTON (eds), THE TASKS OF PENOLOGY: A SYMPOSIUM ON PRISONS AND CORRECTIONAL LAW 45 (1969))。
- 施設の適正規模化は、矯正処遇のかなめ石ではないかと思われる。
- (2) 法務省矯正局編・資料・監獄法改正三七〇一九三頁（昭和五一）参照。